

③ 旅館業と貸室業の範囲について

No.	質問	回答
1	営業者が一の施設において旅館業と貸室業を営む場合、営業者が提供する各サービスが、旅館業のサービスに該当するか否かの判断をより円滑にする等のため、「この期間より短い期間のサービスについては、基本的に旅館業のサービスと判断する」という運用を行うための目安期間を、地方自治体で設定しても良いでしょうか。	旅館業のサービスへの該当性については、昭和61年3月31日衛指第44号厚生省生活衛生局指導課長通知、平成12年12月13日衛指第128号厚生省生活衛生局指導課長通知等に照らして判断することが基本です。それを前提とした上で、各サービスが旅館業のサービスに該当するか否かの判断を円滑に行えるようにし、住宅宿泊事業法の日数制限についても適切に運用いただくため、ご質問の目安期間を是非設定していただきたいと考えます。
2	1の目安期間を設定する場合、望ましい期間はあるでしょうか。	望ましい期間は1ヶ月と考えています。ただし、既に地方自治体で別途の目安期間を事実上設定している場合は、従前通りの考え方で旅館業に係るサービスへの該当性を判断して差し支えありません。 (参考)住宅の貸付に関する消費税の取扱いについて 住宅の貸付けについては、住宅の定義を「人の居住の用に供する家屋」とした上で「住宅の貸付けは非課税」とされていますが、次のいずれかに該当する場合は、住宅の貸付けから除外され、「課税」となります。 1. 住宅の貸付期間が1ヶ月未満の場合 2. 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設
3	目安期間を設定した場合、目安期間以上の期間のサービスは、すべて旅館業のサービスに該当しないという判断すべきでしょうか。	目安期間以上の期間のサービス提供であっても、以下のいずれかに該当する場合は、旅館業のサービスに該当するものと考えられます。 ①営業者が目安期間以上の期間のサービス提供を前提とする貸室業を営業する意思を対外的に明示せず、貸室業を行う前提での利用者の募集を継続的に実施していない場合 ②利用者との契約において、営業者が、目安期間以上のサービスを提供すると示しつつも、目安期間に到達する前に当該サービスの提供終了を繰り返す場合
4	NO.3の回答②について、契約の時点では目安期間以上のサービス提供を予定していたが、利用者側のやむを得ない理由によるキャンセルにより偶発的にサービス提供期間が目安期間未満となった場合も、旅館業のサービスに該当すると判断すべきでしょうか。	ご質問の場合は、旅館業のサービスに該当しないと判断して差し支えありません。ただし利用者側のやむを得ない事情の有無は、営業者に説明責任があります。
5	NO.3の回答②について、利用者側のやむを得ない理由によるキャンセルが不自然に繰り返される場合、旅館業に該当すると判断して差し支えないでしょうか。	差し支えありません。ご質問の事例は、営業者が貸室業のサービスを提供していると装っているが、実際は旅館業のサービスを提供しているものと考えられます。